

新潟市介護認定事務センター運営業務委託に関する受託業者の公募について
(実施要領)

1 目的

本要領（以下「実施要領」という。）は、介護認定事務センター運営業務等を委託する民間事業者を公募型プロポーザル（企画提案）方式により選定手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の内容

(1) 件名

新潟市介護認定事務センター運営業務

(2) 委託期間

契約締結日の翌日から令和11年3月31日まで。ただし、令和8年12月までに、執務環境の整備、要員の確保や研修の実施を完了させ、令和9年1月4日から本委託業務の運営を開始するものとする。

(3) 委託内容

別紙1「仕様書」（以下「仕様書」という。）及び別紙2「業務手順書」のとおり。

(4) 概算予算額

概算予算額は下表のとおりとする。

年度	期間	月数	金額（千円）（税込）
令和8年度（準備期間含む）	令和8年6月～令和9年3月	10か月	44,097
令和9年度	令和9年4月～令和10年3月	12か月	103,936
令和10年度	令和10年4月～令和11年3月	12か月	103,936

ア 見積書（様式6）に記載の令和8年度の見積金額が、上の表に記載の概算予算額を超える場合は、審査の対象外とする。

イ 令和9年度から令和10年度の本業務委託に係る契約金額は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において、この契約に係る本市の歳出予算の減額又は削除があった場合は、本市はこの契約を変更又は解除することができるものとする。ただし、その場合において本受託者が損害を受けた場合の費用の負担については、本市と本受託者の協議の上、決定するものとする。

ウ 本契約は、複数年にわたる委託契約におけるスライド条項（賃金水準の変動を反映した契約金額の変更）を適用する契約である（本実施要領別添のとおり）。賃金水

準の変動への対応については、提案された人件費のうち、給与等賃金水準の変動により影響を受ける人件費を、賃金水準の変動に応じて見直すことで、2年目以降の委託料に反映する。(以下、この仕組みを「賃金水準スライド」という。)

賃金水準スライドの対象となる人件費については、契約締結時に本市が指定する所定の書類に記載し提出することとする。また、賃金水準スライドの詳細については、以下に記載のURLの本市ホームページの記載及び掲載されている資料の内容に基づくものとする。

「複数年にわたる委託契約へのスライド条項（賃金水準の変動を反映した契約金額の変更）の適用について」

https://www.city.niigata.lg.jp/business/keiyaku/keiyaku_top/slide/gyomuitaku_slide.html

(5) 委託金額の支払

各年度の委託金額を分割し、毎月支払う。

(6) 履行場所

仕様書の「第1 6 実施場所」等の記載のとおり。

(7) 契約期間

ア 契約日から令和11年3月31日まで。

イ 本件に係る契約については、複数年の長期継続契約となることから、各年度の予算について市議会の議決がされ、当該予算年度の執行が可能となることにより、効力が生じるものとする。

3 プロポーザルの参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 新潟市入札参加資格者名簿（業務委託）に登録されているものであること。

(3) 参加表明書及び企画提案書提出時に、新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

(4) 次の申立てがなされていない者であること。

ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て

- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の規定によるもの）、又は第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している民間企業等でないこと。
- (6) 国税及び市税に滞納がないこと。
- (7) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度（ISMS）又はプライバシーマーク等による情報セキュリティに関する資格を有していること。

4 応募手続等

(1) 関連書類の交付

プロポーザルに関する書類を、新潟市ホームページ上で、次のとおり交付する。ただし、ア（イ）仕様書及び（ウ）業務手順書は、機密として取り扱う情報を含むため、別途手交する。

ア 交付書類

- (ア) 実施要領（本書）
- (イ) 仕様書（別紙1）
- (ウ) 業務手順書（別紙2）
- (エ) 企画提案書作成要領（別紙3）
- (オ) 提案内容評価要領（別紙4）
- (カ) 提案内容評価表（別紙5）
- (キ) 参加表明書（様式1）
- (ク) 誓約書（様式2）
- (ケ) 秘密保持誓約書（様式3）
- (コ) 企画提案書提出届（様式4）
- (サ) 企画提案書（様式5）
- (シ) 見積書（様式6）
- (ス) 法人の概要（様式7）
- (セ) 同種業務実績報告書（様式8）
- (ソ) 暴力団排除誓約書（様式9）
- (タ) 辞退届（様式10）

イ ア（イ）及び（ウ）の交付について

(ア) 交付期間

令和8年4月15日（水）から5月1日（金）まで

（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時00分から午後5時00分までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。）

(イ) 交付方法

誓約書（様式2）及び秘密保持誓約書（様式3）に代表者名等を記入したものと引き換えに、「10 問合せ先及び提出先」に記載の場所にて交付する。事前に本市担当者に連絡のうえ、来庁すること。

(2) 参加表明書等の提出

ア 提出書類

参加表明書（様式1）

イ 提出期限

令和8年5月1日（金） 午後5時

ウ 提出方法

「10 問合せ先及び提出先」に記載の場所に、持参又は郵送（提出期限内必着で書留郵便に限る。）により提出すること。

エ 参加を辞退する場合は辞退届（様式10）を令和8年5月20日（水）午後5時までに持参又は郵送（提出期限内必着で書留郵便に限る。）により提出すること。

(3) 企画提案書の提出について

ア 提出書類

(ア) 企画提案書提出届（様式4）

(イ) 企画提案書（様式5（作成方法は企画提案書作成要領（別紙3）を参照））

(ウ) 見積書（様式6）

(エ) 法人の概要（様式7）

(オ) 同種業務実績報告書（様式8）

(カ) 暴力団排除誓約書（様式9）

イ 提出部数

アの（ア）から（カ）の書類を順番に一綴りにし、原本1部、写し8部及び電子データ（PDF形式）を格納したDVD-R又はCD-Rを1枚提出すること。

ウ 提出期限

令和8年5月20日（水）午後5時必着

エ 提出方法

新潟市福祉部介護保険課（新潟市役所本館1階）に、持参又は郵送（提出期限内必着で書留郵便に限る。）により提出すること。

(4) 質問期限及び回答

ア 質問のできる者

(1)の資料に関して質問できる者は、(2)の参加表明書を提出した者とする。

イ 質問期限

令和8年5月11日（月）午後5時必着

※質問期限後の質問は、一切受け付けない。

ウ 質問方法

様式は自由とするが、後記「10 問合せ先及び提出先」に、電子メールで問合せるとともに、正しく送付されていることを電話で確認すること。面談又は電話での質問は一切受け付けない。

エ 回答日

令和8年5月15日（金）までを目処に回答

オ 回答方法

参加表明書を提出した者に対して、参加表明書に記載の連絡担当者宛てに、質問事項及びその回答を電子メールで送付する。

なお、質問内容によっては、回答しない項目もある。

(5) その他

ア この公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 参加表明書（様式1）、企画提案書（様式5）及び4（3）アに記載の提出書類が、次の事項のいずれかに該当すると、失格とする場合がある。失格の場合は、別途通知する。

（ア）提出期限、提出先及び提出方法に適合しないもの

（イ）指定する様式及び記載上の留意事項に示した条件に適合しないもの

（ウ）記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

（エ）虚偽の内容が記載されているもの

（オ）仕様書の要件を満たしていないもの

ウ 制約事項

（ア）提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。

（イ）提出書類は、事業者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。

（ウ）提出書類は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、本市において複製を作成することがある。

（エ）提出書類は、提出期限後の差し替え及び再提出は一切受け付けない。

（オ）提出書類は、全て返却しない。

5 企画提案書等に関するプレゼンテーション

企画提案書等の内容について、次のとおり提案者のプレゼンテーションを行う。

(1) 実施時期

令和8年6月8日（月）

※詳細については、参加者に別途通知する。

(2) 実施場所

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市役所本館 3階 対策室2

(3) 注意事項等

- ア プレゼンテーションは、実施体制の責任者又はリーダーを含め、1者につき3名以内（機材操作者を含む。）が出席すること。
- イ 企画提案の説明時間は20分、本市からの質問及びその回答時間は、10分程度とする。
- ウ 本市が希望する場合は、質問時間を延長できるものとする。
- エ プレゼンテーションに参加しなかった提案者は失格とする。
- オ プレゼンテーションの方法は提案者の任意とするが、要点を絞って行うこと。
- カ プレゼンテーションに必要なパソコンやプロジェクター等の機材は、提案者が用意すること。ただし、スクリーン（W2000×H1500程度）は本市で用意する。

6 審査

- (1) 受託候補者の選定のために組織する選定委員会が、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき審査を行う。
- (2) 審査基準等の詳細は、提案内容評価要領（別紙4）及び提案内容評価表（別紙5）のとおりとする。
- (3) 提案者が1者のみであった場合も、企画競争選定は成立するものとし、複数の者から提案があった場合と同様に審査を行う。
- (4) 全ての提案者の評価結果が提案内容評価要領（別紙4）に記載の最低制限基準に満たない場合、プロポーザルを再度実施する。

7 受託業者の決定

(1) 受託候補者の決定

「6 審査」に基づき、全ての提案者の順位を決定し、最も優れていた者を受託候補者（第一交渉権者）に選定する。

(2) 審査結果の通知

審査結果を各提案者に電子メールで通知するとともに、次の項目について新潟市ホームページにおいて公表する。

- ア 順位
- イ 選定事業者名
- ウ プロポーザル参加事業者名
- エ 評価点及び価格点

(3) 受託業者の決定

受託候補者（第一交渉権者）と協議し、仕様等契約内容について合意した場合は、契約を締結する。

なお、受託候補者（第一交渉権者）と協議し、合意しなかった場合は、次順位の提案をした者を新たな受託候補者として協議を行う。

8 低価格調査について

見積書（様式6）に記載の各年度の金額について、業務履行が困難と判断できる低価格の場合は、費用及び履行体制等について調査をする場合がある。調査の結果、履行困難と判断した場合は、失格とする場合がある。

9 契約に関する基本的事項

受託業者との契約においては、次の事項を基本とする。

(1) 契約金額

契約金額は、受託候補者の提示価格に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。

(2) 契約内容

契約内容は、仕様書、企画提案書、プレゼンテーションの内容に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。ただし、提案内容は、実現することを確約したものとみなす。

(3) 特約事項

ア 提案内容の実現に必要な追加費用及び別途費用は、全て受託業者の負担とする。

イ 受託業者が、企画提案書、プレゼンテーションの内容に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。ただし、提案内容は、実現することを確約したものとみなす。

(4) 再委託の禁止

受託業者は、本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ本市の書面による承諾を受けたときはこの限りでない。

(5) 契約保証金

新潟市契約規則第33条及び第34条の規定による。

(6) 進捗管理

本市は、進捗状況について適宜評価を行う。その結果、契約の目的を達成することができないと判断したときは、途中で契約を解除することができる。ただし、利用可能な成果物があるときは、その成果物を検査のうえ、検査に合格した成果物の引き渡しを受けることがある。そのときは、その成果物に相応する委託料を支払うものとする。

10 問合せ先及び提出先

新潟市福祉部介護保険課（担当：児島、笹崎）

住所：新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市役所本館1階

電話：025-226-1269

電子メール：kaigo@city.niigata.lg.jp

(実施要領 別添)

入札にあたっての注意事項

本件は、「複数年にわたる委託契約におけるスライド条項（賃金水準の変動を反映した契約金額の変更）」を適用する契約です。

最低賃金に一定以上の変動がみられた場合に、2年目以降の契約金額を変更することができます。

変更金額の算出方法等は、「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項に係る特記仕様書」に定めるとおりです。

※本制度の詳細については、本市ホームページに掲載の「複数年にわたる業務委託へのスライド条項の適用について」をご覧ください。

契約変更にあたっては、委託者と受託者で変更金額等について協議を行います。協議の請求書は、履行開始日から12か月経過後（2回目以降は前回スライドから12か月経過後）以降に提出してください。